

指導行政のポイント

教育評価の説明責任

菱村 幸彦

先ごろ、文部科学省から新指導要録の通知（平成13年4月27日）が出された。これは来年度から本格実施となる新学習指導要領に対応して、指導要録をどう改めるかを示す重要通知である。

中教審・教課審も重視

今回の指導要録改善のポイントは、「評定」を絶対評価に改めること、「総合的な学習の時間」の評価を学校の工夫に委ねること、「所見」欄の統合を図ることの3点である。

これらの諸点については、『教職研修』7月号（教育開発研究所）に書いたもので、そちらを見ていただくとして、ここでは一点だけ、今回の通知でふれている「説明責任」を取り上げよう。

通知は、前文のなかで、「各学校において、指導と評価の一体化、評価方法の工夫改善、学校全体としての評価の取組が進められるとともに、学習の評価の内容について、日常的に児童生徒や保護者に十分説明し、共通理解が図られるようお願いします」と述べている。これは、学校に対し教育評価の説明責任を求めたものと解せられる。

地方教育制度のあり方を審議した中教審答申（平成10年）は、学校の自主性・自律性の確立のために、地域住民の学校運営への参画が必要であるとし、学校の保護者や地域住民に対する説明責任を重視している。また、評価のあり方を審議した教育課程審議会答申（平成12年）は、学習の評価を含めて学校教育の成果等を保護者や地域住民に説明することが学校教育への信頼を一層高めるために必要と指摘している。

今回の指導要録の改善では、各教科の評定を相対評価から絶対評価に改めている。絶対評価とはかく教師の主観的判断に流れやすい面があるだけに、児

童・生徒や父母の評価に対する信頼を得るためには、通知が示すように「学習の評価の内容について、日常的に児童生徒や保護者に十分説明し、共通理解が図られる」ことが欠かせない。

しかし、個別の話となると、これは言うほどに簡単なことではない。誰しも自分のことは高く評価しがちである。評価がいいときは問題ないが、そうでない場合、自己のマイナス評価を冷静に受けとめるには、それなりの内面的成熟や自己洞察を必要とする。児童・生徒にそれを期待することは難しいし、父母とてわが子のマイナス面を冷静に受けとめることは容易ではない。

学習の評価について日常的に十分説明するとしても、教育評価という専門的な営為を児童・生徒や父母に正確にわからせるのは簡単ではないだろう。

評価は全人格をかけた判断

指導要録の開示請求をめぐって裁判となった事例で、東京高裁は、「（評価は）教師がその専門的知識と訓練により、全人格的に行うべきもので、児童や父母との議論により正しい評価に到達するという性質のものではない」（平成6年10月13日、東京高裁判決）と判示している。

説明責任が大切であることは理解しても、多くの教師はこの判決に「そうだよな」と共感を抱くのではないか。

（ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員）

5月特大号 月刊**教職研修**好評発売中
特別付録「ミレニアムCD」添付

「21世紀への提言」「教育行政資料（中教審答申等）」「全国特色ある学校一覧」「教育関連URL一覧」「教育100年史」など学校経営に役立つ資料を多数収録。

本紙はホームページでも閲覧できます

5月の新刊案内 いよいよ5月22日刊行！ 文部科学省が4月27日、正式に指導要録改訂について通知。通知で示された「各教科・各学年の評価の観点及びその趣旨」「特活の評価」「行動の記録」等、全文を収録！

教職研修増刊**新指導要録全文と要点解説** B5判300頁・定価2,350円